

指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

—令和3年12月定例会—

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 137 号	湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第 138 号	盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	2

議案第 137号

湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 湯沢地域交流活性化センター
- (2) 位 置 盛岡市湯沢西三丁目4番14号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 変更後 平成29年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、利用件数など当初の目標を上回る実績があったほか、地域コミュニティと共同で自主事業を実施し地域活動の活性化にも大きく寄与しているなど、運営実績が特に良好であると認められたため。

議案第 138号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市動物公園
- (2) 位 置 盛岡市新庄字下八木田60番地18

2 指定管理者

- (1) 団体名称 株式会社もりおかパークマネジメント
- (2) 代表者名 代表取締役 吉 田 隆 一
- (3) 所在地 盛岡市新庄字下八木田60番地18

3 指定期間

- (1) 変更前 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 変更後 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市動物公園は令和4年度に大規模改修等工事を実施し、令和5年春にリニューアルオープンする予定である。これに関わって、仕様書の大幅な変更が必要であることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。